

## きほんほう こども基本法

日本が 1994年に子どもの権利条約を批准した際、国内法の整備までは行われませんでした。その後、児童虐待通報が急増し、いじめ、自殺、不登校の深刻化など、子どもが生きづらい世の中になってきたにもかかわらず、日本には子どもに関わるあらゆる場面で、子どもの権利が守られるべきと定める基本の法律がありませんでした。

子どもを社会の中心に据え、常に子どもの最善の利益を優先して考える社会にしていくために、「こども基本法」の制定が強く求められることになりました。



# きほんほう こども基本法

子どもの生命や 幸せに暮らす権利を守るためにには、国や自治体はもとよ  
り、すべての大人が子どものための取り組みを考え、子ども  
の意見を聞いて反映させ、実行していくことが大切にされなければなりません。



これを実現するため、2022年6月「こども基本法」が制定されました。

## 【こども基本法の目的】

ひとりひとたいせつじんけんまもさべつ  
一人の人として大切にされ、人権を守られ、差別されない。

あいそだしあわけんまも  
愛されながら、きちんと育てられ、幸せになる権利を守られる。

きょういくうきかいびょうどうあた  
教育を受ける機会を平等に与えられる。

じぶんちょくせつすべことがらいけんいきかいあた  
自分に直接かかわる全ての事柄について、意見を言う機会が与えられる。

いckenだいじこなにいちばんよたいせつ  
意見を大事にされ、子どもにとって何が一番良いかが大切にされる。

「こども基本法」は、子どもを権利の主体者としてとらえ、子どもを取

り巻く問題解決に向けて取り組みを推進する大切な法律です。

